

太宰府市文化財保存活用地域計画

■これからの100年のために■

(令和2年12月25日時点版)

令和〇年

(202〇)

福岡県太宰府市

目次

序章	5
第1節 計画策定の背景と目的	6
第2節 計画の役割	7
第3節 計画期間	7
第4節 計画の対象	8
第5節 計画の対象区域	9
第6節 策定体制と経過	9
第7節 上位・関連計画との関係	10
第1章 [全体構想]	13
第1節 太宰府市の概要	14
第2節 太宰府市の文化財に関わる主な取組	23
第3節 太宰府市の歴史文化の特徴	30

序章

第1節 計画策定の背景と目的

太宰府市（以下、「本市」という）は、豊かな歴史と文化を有するまちとして、全国に知られています。大宰府跡、大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡、大宰府学校院跡、筑前国分寺跡、国分瓦窯跡及び宝満山の8つの国史跡で構成される圧倒的な存在感のある史跡群があり、斉明天皇の供養のため天智天皇が発願した観世音寺や、学者・政治家であり文芸・学問の神として崇敬される菅原道真を祀った太宰府天満宮など古刹・名刹には、わが国を代表する文化財があり、長い時間のなかで人びとに大切に守られてきました。

今日、人びとが大切に守り育んでいきたいと思うものは、こうしたわが国を代表するような文化財だけではなく、祠や老木、記念碑、小さな神社、そして地域生活と密接に関わる祭事や慣習など、生活と切り離すことなく豊かな個性を維持している身近な歴史文化の所産も数多くあります。歴史と文化とは、多くの人びとの手によって時代を超え、形を変えつつもその特性や個性といった本質が伝えられるものです。

本市は、文化財の概念が拡大する動向をいち早く捉え、広く柔軟な歴史文化の所産として、市民生活の中で身近にある大切にしたいモノやコトを「文化遺産」と呼んできました。そして、文化遺産を未来へつないでいくためのマスタープランとして『太宰府市歴史文化基本構想』を策定し、文化遺産からはじまるまちづくりを推進してきました。

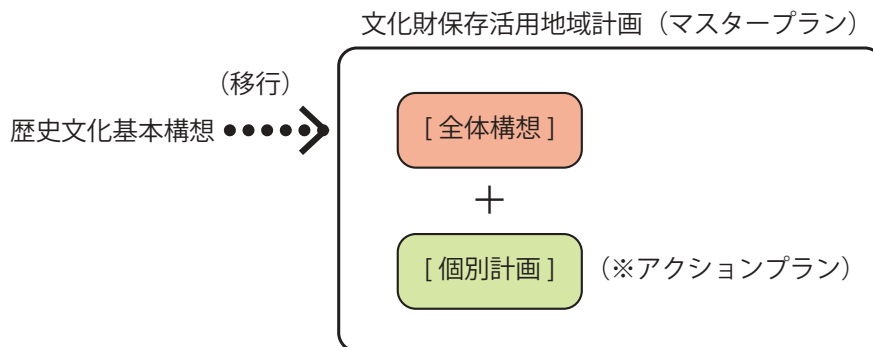
『太宰府市歴史文化基本構想』の運用を開始して10ヶ年が経過しています。その間、『太宰府環境基本計画』や、『太宰府市景観計画』、『太宰府市歴史的風致維持向上計画』など、関係する理念計画、事業計画を併用しつつ、市民の文化遺産を未来へつなぐ制度の運用を行っています。

一方、近年の全国的な動向として、過疎化や少子高齢化等の社会状況の変化等を背景に、担い手不足による文化財の散逸、滅失等への対応が課題となっています。課題解決に向け、従来価値づけが明確でなかった未指定を含めた文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりの必要性が高まっています。このような動向を踏まえ、平成30年(2018)6月8日、文化財保護法（以下、「保護法」という）が改正され、公布されました（平成31年(2019)4月1日施行）。保護法の改正は、「社会総がかりで文化財を保護する。」というこれまで本市が独自に取り組んできた文化遺産からはじまるまちづくりの考え方に沿うもので、今後の取組がより一層進展しやすくなることが期待されます。

本計画は、『太宰府市歴史文化基本構想』を発展させるもので、これからの100年を見通し、本市独自のまちづくりを進めるために関係する諸計画と連携しつつ、保護法の改正により新たに動き始めた制度を活用し、保護法を立脚点とし直接的な運用を図っていくため、保護法第183条の3に基づくアクションプランとして策定するものです。

第2節 計画の役割

本計画は、『太宰府市歴史文化基本構想』を発展させ本市独自の文化遺産を生かしたまちづくりを進めるものです。太宰府市民遺産を歴史文化のプラットフォームとして、市民との協働や市内連携の推進を強化、促進するアクションプランを位置づけた文化遺産を生かしたまちづくりのマスタープランとしての役割を担います。



第3節 計画期間

本計画を推進する期間は、本市が存在する限り継続されますが、本計画に記す「計画期間」は、令和4年(2022)度から令和14年(2032)度までの10年間とし、推進スケジュールとして後述します。

また、具体的な事業の進捗について適宜振り返り、進捗管理を行いつつ進めてまいります。また、5年を目途に計画の見直しを行います。

第4節 計画の対象

本計画は、太宰府の歴史や文化を物語るすべての文化遺産を対象とします。

文化遺産は、市民や地域又は市が、将来の世代に伝えていきたい物事と定義しています。古代大宰府関連や菅原道真関連をはじめ太宰府の歴史や文化を物語る文化遺産は、市内外を問わず広く存在していることから、本計画では、行政の枠を超えて対象とすることにします。

市民調査により把握された多彩な文化遺産の一例

太宰府天満宮における鬼すべ・鸕鷀換え神事・神幸式大祭、大字ごとに点在する村落神や宮座をはじめとする祭事、および集落の行事



さいふまいりの道筋、道標、関屋の鳥居、太宰府天満宮参道沿いの町並み、近世の紀行文に記される大宰府政庁跡、観世音寺、戒壇院など



北谷・内山・坂本などの農村景観、大学・病院など大規模な施設における緑地環境、宅地開発された高台や山頂からの眺望およびその周辺の里山的な環境、住宅地の桜や梅の木がある景観、ホタルの群生地など



宝満山、四王寺山、北谷集落の水道（みずみち）とこれに関連する多様な農事慣行や水利慣行、幸の元井堰と太宰府天満宮門前の「溝」、架橋の経緯などを知ることのできる石碑など



新興住宅地域における40年以上続く夏祭りや、市民運動として取り組んだ移動図書館の記録など



菅原道真の伝承・伝説に関わる石造物、恵比寿神、庚申塔、大行事塔、および地域住民による清掃や供物などの日常的な手入れなど



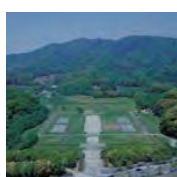
四王寺山における林道開通以前の古道、高台の住宅地に敷設された坂道など



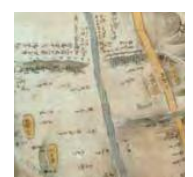
市域に残る太宰府旧蹟全図、旧集落の地籍図、近代の太宰府が読み取れる古写真など



大宰府政庁跡、水城跡、大野城跡、観世音寺、戒壇院、国分寺、学校院など



大字北谷におけるソイラ、吉丁坂、タダゴへなど太宰府旧蹟全図に遡る地名など



(文化遺産調査ボランティアの調査より)

第5節 計画の対象区域

本市が市民とともに主体的に文化遺産の保存活用に取り組む範囲は市全域とし、市外については、文化遺産が存在する自治体やその市民等に協力を求めます。

第6節 策定体制と経過

本計画の策定体制と経過は以下のとおりです。

表 太宰府市協議会委員一覧

所属	氏名	分野
北海道大学 観光学高等研究センター 教授	西山 徳明	文化遺産学
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 非常勤講師 九州沖縄道の駅連絡会駅長会 相談役	大江 英夫	観光学
筑紫女学園大学 現代社会学部現代社会学科 教授	上村 真仁	地域計画学
太宰府市文化財専門委員会 会長	田鍋 隆男	美術工芸
太宰府市教育委員会 教育委員	日下部 寛行	市民遺産
九州国立博物館 展示課長	楠井 隆志	文化財所有者
(公財) 古都大宰府保存協会 事務局長	南里 義則	史跡保護
太宰府天満宮	松大路 信潔	文化財所有者
太宰府市商工会 観光部会 幹事	鬼木 剛	商工観光
太宰府市立水城西小学校 校長	渡辺 清二	学校教育
太宰府市景観・市民遺産会議 議長	森 弘子	市民遺産
市民代表	江藤 真理子	市民
SOCIAL 総合司法書士事務所 代表	丸田 幸一	市総合戦略
西日本新聞社編集局くらし文化部 記者	小川 祥平	市総合戦略
九州大学大学院 比較文化研究院 教授	施 光恒	政治学

表 策定の経過

実施日	会議名	協議事項
令和2年(2020) 12月25日	太宰府市文化財保存活用地域計画 策定協議会	計画作成の背景と目的、計画の骨子、 太宰府市の歴史文化の特徴について

第7節 上位・関連計画との関係

1.上位計画

本計画の上位計画として、以下に概要を紹介します。

(1)第5次太宰府市総合計画

『第5次太宰府市総合計画』は、市政運営の最も基本となる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。『基本構想』、『基本計画』、『実施計画』で構成されます。

以下、『基本構想』、『基本計画』の概要をご紹介します。

1) 基本構想

基本構想は、平成23年(2011)に策定した『第5次太宰府市総合計画』に定めています。市の将来像と10年後の目指すべきまちの姿とともに、これを達成するために必要な7つの目標を設定しています。計画期間は、平成23年(2011)から令和2年(2020)までの10年間です。

「歴史と自然に抱かれたより良い環境を未来に継承しながら、身近に文化を享受し、市民が誇りに思えるまち」を目指して、将来像(語り継ぎ守り育てる太宰府の姿)を「歴史とみどり豊かな文化のまち」とし、「まほろばの里」(優れたよい所、国という意味の大和言葉)を合言葉に市民生活の向上を目指しています。

また、まちづくりの理念には、「太宰府らしさを活かしたまちづくり～まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)～」を掲げています。まるごと博物館(まちぐるみ歴史公園)とは、市内に点在する文化遺産などを活かし、文化の振興や生涯学習の推進、自然環境の保全や景観づくり、産業・観光の振興などさまざまな施策に太宰府らしさを織り込んだ、個性的で魅力あるまちづくりを進めていくという考え方です。

2) 基本計画

基本計画は、基本構想を達成するために各施策の現状と課題や基本方針、成果目標、施策実現に向けた取組などを示したものです。平成23年(2011)に策定した『第5次太宰府市総合計画』に『基本構想』とともに『前期基本計画』を定め、平成28年(2016)に『後期基本計画』を定めています。後期基本計画の計画期間は、平成28年(2016)から令和2年(2020)までの5年間です。

基本構想を達成するための目標の1つに「歴史を活かし文化を守り育てるまちづくり」を掲げ、その施策には「文化遺産の保存と活用」、「観光基盤の整備充実」等を定めています。

「文化遺産の保存と活用」では、「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを基本方針とし、施策実現に向けたさまざまな取組を位置付けています。

「観光基盤の整備充実」では、「日本遺産にも認定された本市特有の歴史・文化遺産や景観、観光資源を生かして、市民をはじめ来訪者にもやさしい観光基盤の整備を図るとともに、回遊性や付加価値を高め、「また来たい」と思ってもらえるような観光地としての魅力づくり」等を基本方針とし、施策実現に向けたさまざまな取組を位置付けています。

(2)太宰府市教育大綱

『太宰府市教育大綱』は、本市の教育政策の今後の方向性や基本目標を示すものです。平成28年(2016)に策定し、平成29年(2017)と令和元年(2019)に改訂したものです。この大綱は、平成29年(2017)度から平成32年(2020)度の4か年を実施期間とします。基本理念「郷土を愛し、地域とともに生き、自ら生きる力を培う人づくり」と4つの基本目標を掲げています。また、これらの下に位置づけた基本施策の1つには「文化遺産の保存と活用」として「長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた数多くの歴史・文化遺産は、市のかげがえのない財産であり、この恵まれた文化財や歴史景観を活かしたまちづくりを推進」することを明記しています。

(3)第二次太宰府市都市計画マスタープラン

『第二次太宰府市都市計画マスタープラン』は、平成17年(2005)に策定しました。平成29年度を初年度とした20年間計画とし、計画の目標年次は令和18年(2036)度です。基本、10年目を目途に見直しを行うとしています。

将来都市像に都市づくりの理念「豊かなみどりと歴史に囲まれた 明るく住みよいまちづくり」と都市づくりの目標の1つに「歴史・文化遺産を生かした活力のある都市づくり」を掲げています。

2.関連計画

関連部局が策定した計画の中で歴史文化に関わる関連計画として、以下の概要を紹介します。

(1)太宰府市歴史的風致維持向上計画(以下、「歴まち計画」)

『太宰府市歴史的風致維持向上計画』は、平成22年(2010)に国の認定を受けました。歴史的風致形成建造物指定候補の追加及び事業期間の見直しを行った変更計画を策定し、令和2年(2020)に再認定を受けています。計画期間は、平成22年(2010)度から令和4年(2022)度です。

市内におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境を歴史的風致として将来に伝える歴史まちづくりを推進する計画です。

(2)太宰府の景観まちづくり計画、景観計画(以下、「景観計画」)【第3版】

『太宰府の景観まちづくり』は、平成22年(2010)に策定しました。平成29年(2017)、平成31年(2019)に計画変更を行い、現在は第3版です。大きく『太宰府市景観まちづくり計画』と『太宰府市景観計画』で構成され、併せて景観法(平成16年法律第110号)に基づく法定計画です。計画は、社会経済情勢の変化や関連計画との整合などにより改訂が必要となった場合に、時期によらず見直しを行うとしています。

『太宰府の景観まちづくり』は『太宰府市景観まちづくり計画』は景観まちづくりにおける市民・事業者・行政の行動指針を、『太宰府市景観計画』は景観まちづくり計画に基づき良好な景観形成のためのルール(誘導指針)を定めています。

(3)第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下、総合戦略)

『第2期 太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略』は、令和2年(2020)に策定しました。計画の期間は、令和2年(2020)度から令和6年(2025)度までの5年間です。

「歴史と文化とみどりのまち」「学問のまち」「福岡都市圏のベッドタウン」「交通の要衝」を本市の

4つの特徴として捉え、課題解決の方向性として4つの構想を打ち出しています。その一つ「令和発祥の都にふさわしい大太宰府構想」は、交流人口、関係人口の拡大による経済効果上昇や交通手段の充実を目指し、主な取組の1つに「史跡指定100年とこれからの保存・活用」を掲げ、「大宰府関連史跡保存活用計画の策定と改訂、整備・再整備の推進」を位置付けています。

(4)太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～

『太宰府市観光推進基本計画～大太宰府観光への挑戦～』は、平成31年(2019)に策定しました。計画の実施期間は平成31年(2019)度から令和5年(2023)度の5年間です。

「欧米豪」地域の来訪者、国内のシニアや女子旅などの時間的余裕、経済的余裕のある層を主要ターゲット層に設定しています。将来像の1つには「②地域資源を活用した太宰府の食や体験を楽しむことができる太宰府」を掲げ、「太宰府でしか体験ができない歴史・文化・自然を感じられる観光プログラムの開発」等を位置付けています。

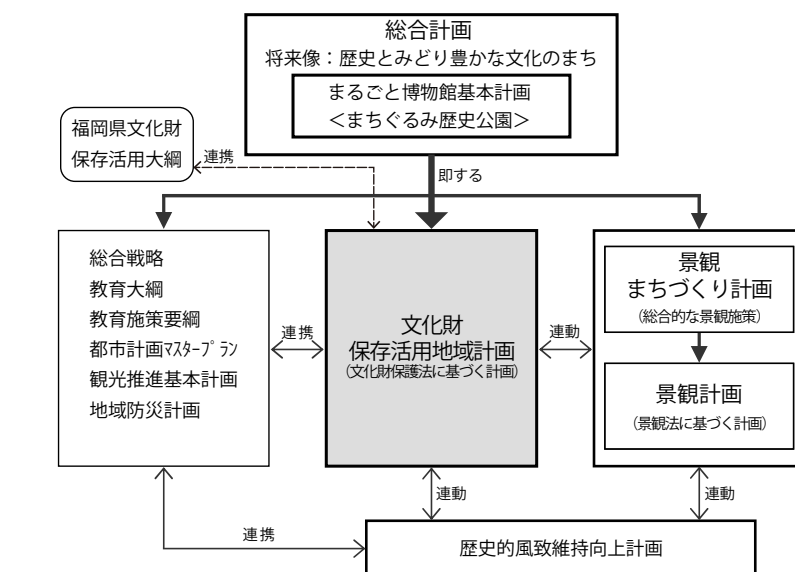
(5)太宰府市教育施策要綱

『太宰府市教育施策要綱』は、「第5次太宰府市総合計画」及び「太宰府市教育大綱」を踏まえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。『太宰府市教育大綱』にも掲げる4つの基本目標の達成に向けて、「文化遺産の保存と活用」に関する施策を総合的に推進していくことを定めています。その中には、「市民と協働して「日本遺産」や「市民遺産」の育成・活用を推進」すること、「特別史跡大宰府跡、水城跡史跡指定100年」と関連づけて大宰府関連史跡の普及事業を行う」こと、そして地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するために、文化財保存活用地域計画を策定することを位置付けています。

(6)太宰府市地域防災計画

『太宰府市地域防災計画』は、東日本大震災をはじめとする近年の災害の課題や教訓を踏まえつつ、令和2年(2020)に改訂したものです。災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年度検討を加え、必要があるときは、太宰府市防災会議において修正しています。

同計画の予防計画には文化財等の防災対策を促進すること、応急対策計画(風水害・地震)には市が所有・管理する文化財の被害状況を調査すること等を定めています。



上位・関連計画との関係

第1章

[全体構想]

第1節 太宰府市の概要

1. 自然的・地理的特性

(1) 位置・面積

太宰府市は九州島の北端に位置し、大陸や朝鮮半島に近い位置にあり、古くから交流が盛んに行われてきました。福岡市の南東約16kmにあたり、東西北を山地で囲まれ、盆地状を呈し、その中央を御笠川水系が博多湾に向かって流れています。行政的には北東部は糟屋郡宇美町、南東部は筑紫野市、北西部は大野城市に接し、面積は29.60k㎡です。

(2) 地形・地質

北に四王寺山脈（最高点410m）、東に高雄丘陵をはじめ愛獄山から宝満山（829m）へと連なる三郡山地があり、狭長な二日市低地を挟んで、西を脊振山地の前山となる牛頸低山地（最高点333m）に囲まれています。三方を山に囲まれるが、北西側は福岡平野に、南側は筑紫平野に接し、北部九州と中南部九州を結ぶ交通の要地となっています。市域の大部分は博多湾に注ぐ御笠川とその支流の流域であるが、北部の山浦川は多々良川水系であり、四王寺山の北側を博多湾へ下る。東部の三郡山地と高雄丘陵との間は、宝満川を経て筑後川から有明海に注ぐ原川の流域です。これらの山地の山麓部は、基盤層である花崗岩が浸食されて形成された丘陵や土石流の堆積によって形成された扇状地、および扇状地の下方浸食で形成された段丘地形が見られますが、昭和40年(1965)代以降、大規模な宅地化と土取りが進み地形の変化をもたらしています。



太宰府市の位置



太宰府市の地形

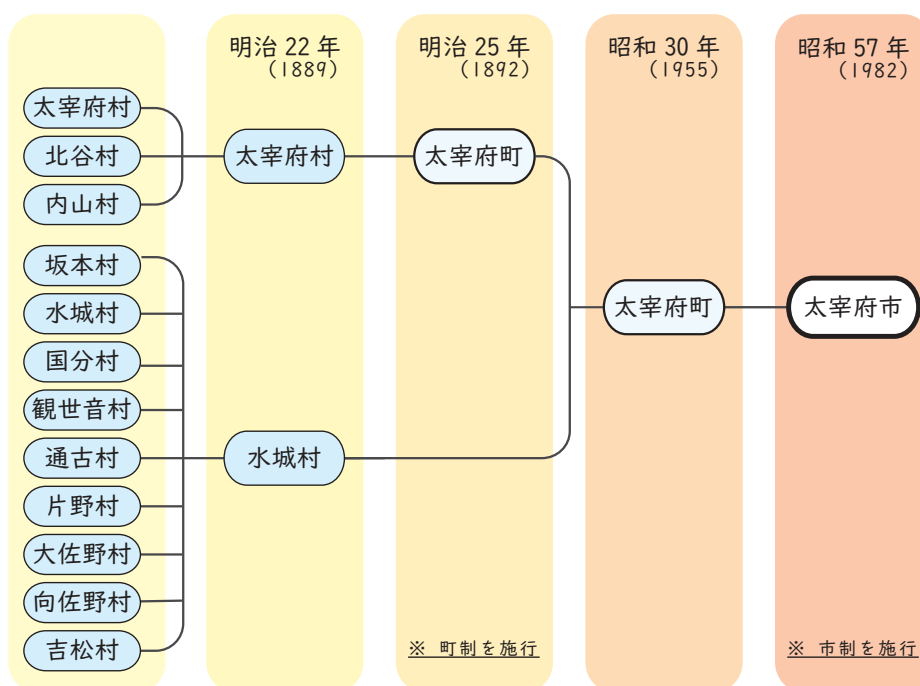
(背景に国土地理院発行 25000 分の 1 地形図「福岡南部」「太宰府」「不入道」「二日市」を使用)

2.社会的状況

(1)市町村合併

明治22年(1889)、町村施行により、太宰府村、北谷村、内山村がの3村が合併して太宰府村となりました。同年、坂本村、水城村、国分村、観世音村、通古村、片野村、大佐野村、向佐野村、吉松村の9村が合併し、水城村となりました。また、太宰府村は、明治25年(1892)に町制を施行し、太宰府町となりました。

昭和30年(1955)、太宰府町と水城村が合併し、新「太宰府町」となりました。そして、昭和57年(1982)に市制を施行し、太宰府市となって、現在に至ります。

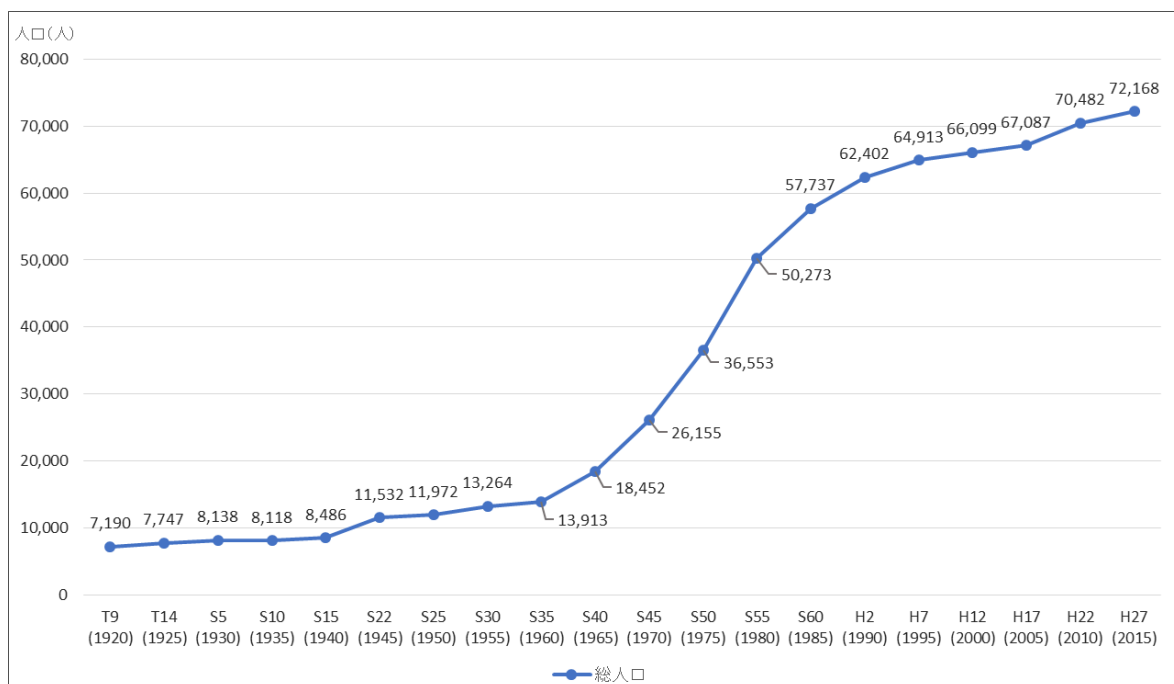


市町村合併の変遷

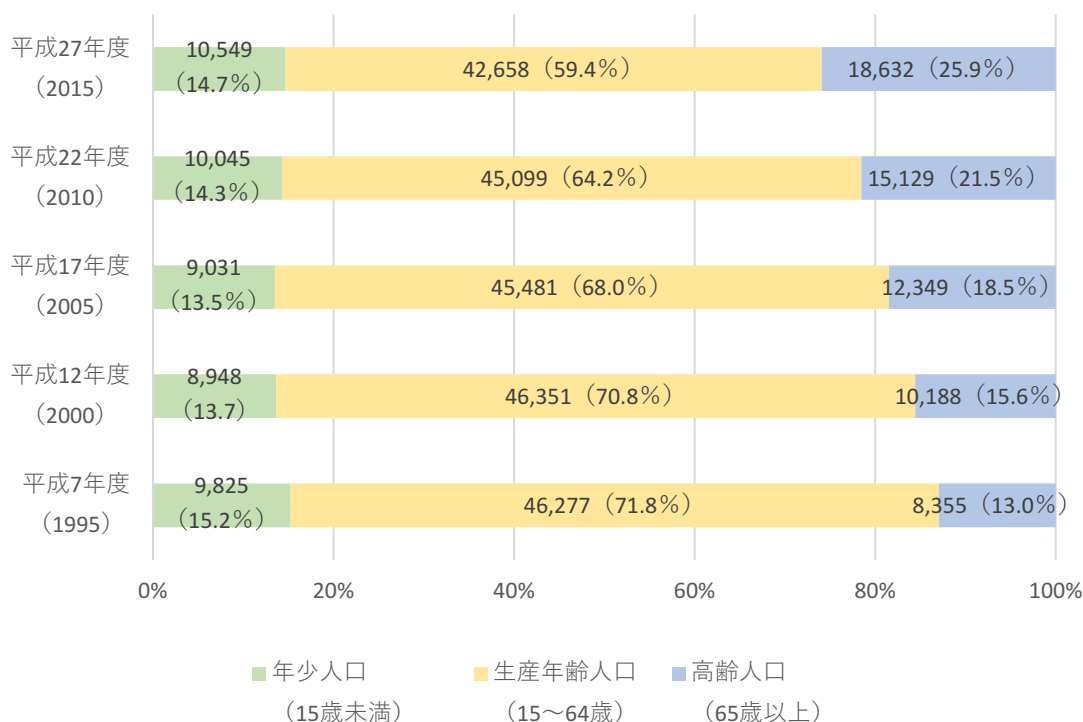
(2)人口

本市は、福岡都市圏に位置し、総人口は一貫して増加してきました。人口増の主な要因は、人口流入に伴う社会増であり、人口動態は自然増を社会増が上回る傾向が顕著です。15歳未満の年少人口が平成12年（2000）度に底を打ち、その後微増傾向が続き、改善の傾向が見られます。

一方、65歳以上の高齢人口の増加が著しく、平成27年（2015）度の高齢化率は25.9%となっています。平成27年（2015）度と平成7年（1995）度と比較して20年間で12.9ポイント増加しており、実数では倍以上に増えています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後、2025年をピーク（約7.3万人）にその後減少することが見込まれています。



総人口の推移 (単位: 人)、資料: 国勢調査

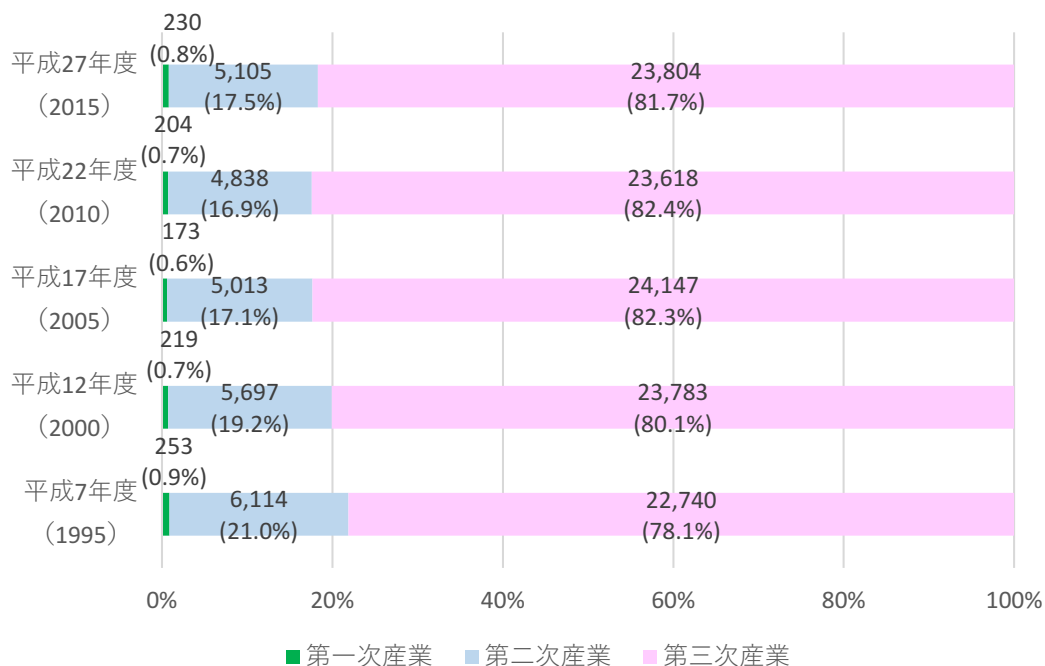


年代別人口の推移 (単位: 人) (%)、資料: 国勢調査 (年齢不詳は含まない)

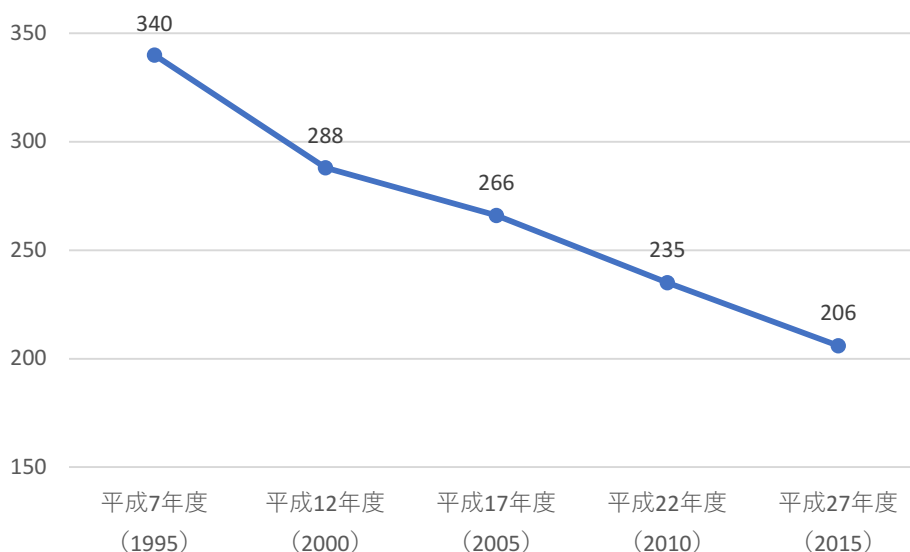
(3)産業

本市が位置するところは、高度経済成長期以前は、都市近郊の農村であるとともに、博多織などの伝統産業の工場が立地するところでした。そうした中で、太宰府天満宮門前では観光が生業となっていました。

現在、本市の就業構造は、産業別就業者数において、第一次産業の占める割合が極めて低く、農村的色彩はかなり弱まっています。近年、農家世帯は平成7年（1995）度の340戸から平成27年（2015）度の206戸まで減少しています。他方、第三次産業が81.7%を占めるまでに増加しています。



産業別就業者数の推移 (単位:人) (%)、資料:国勢調査 (分類不能は含まない)

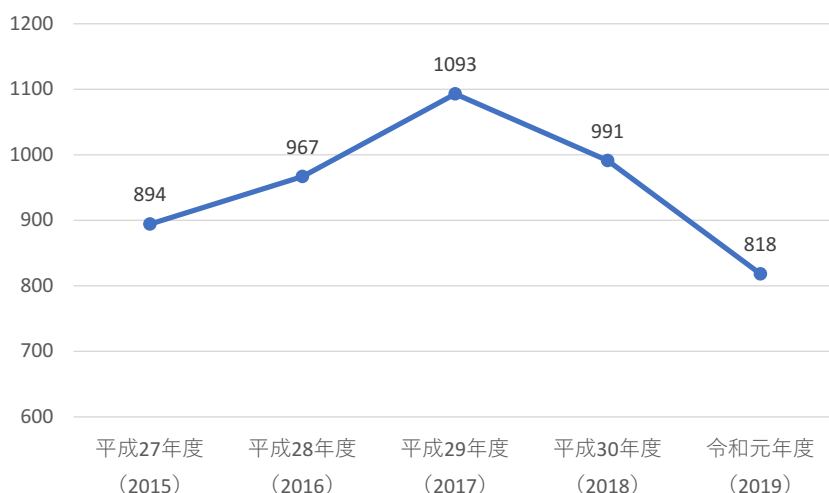


農家戸数の推移 (単位:戸)、資料:農林業センサス

(4)観光

本市の年間観光客数は、平成29年度（2017）年をピークに減少していますが、令和元年（2019）度で818万人の観光客が訪れています。新型コロナウイルスが感染拡大する前は東アジアを中心に海外から訪れる人々も多く、太宰府天満宮門前を中心に観光産業が集積しています。

市内で観光客が多く訪れる施設としては、太宰府天満宮、九州国立博物館、大宰府展示館、大宰府政庁跡、太宰府天満宮、観世音寺、戒壇院、水城跡 光明禅寺、宝満宮竈門神社、坂本八幡宮等が挙げられます。多くの文化遺産も含まれています。



年間観光客数の推移（単位：万人）、資料：市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

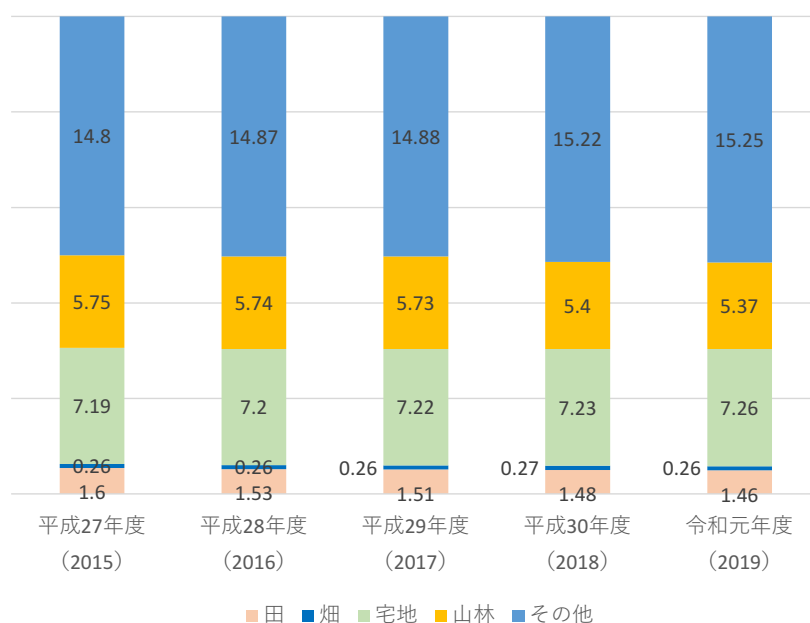
(5)土地利用

本市は、福岡都市圏に位置し、開発圧力が高く、主に高度経済成長期から宅地開発が進展してきました。

1950年代の宅地開発は、国分や通古賀で県営住宅が建設されるとともに、駅に比較的近い平坦地から四王寺山麓などの周辺丘陵部へと拡大していきました。1970年代になると、市内ではじめて下水道を備えた都府楼団地が造成され、国道3号の整備にともない高雄の丘陵地で複数の開発が行われ、丘陵のほとんどが宅地となりました。また、1980年代からは観世地区、佐野地区、通古賀地区と区画整理が実施されています。

宅地開発が急速に進んだ本市ですが、近年は大きな変化はなく、緩やかに宅地開発が進行しています。

本市の土地利用は、平成元年（2019）度で田1.46km²、畑0.26km²、宅地7.26km²、山林5.37km²となっています。



土地利用の推移（単位：km²）、資料：市資料『太宰府市の概要(市統計データ)』

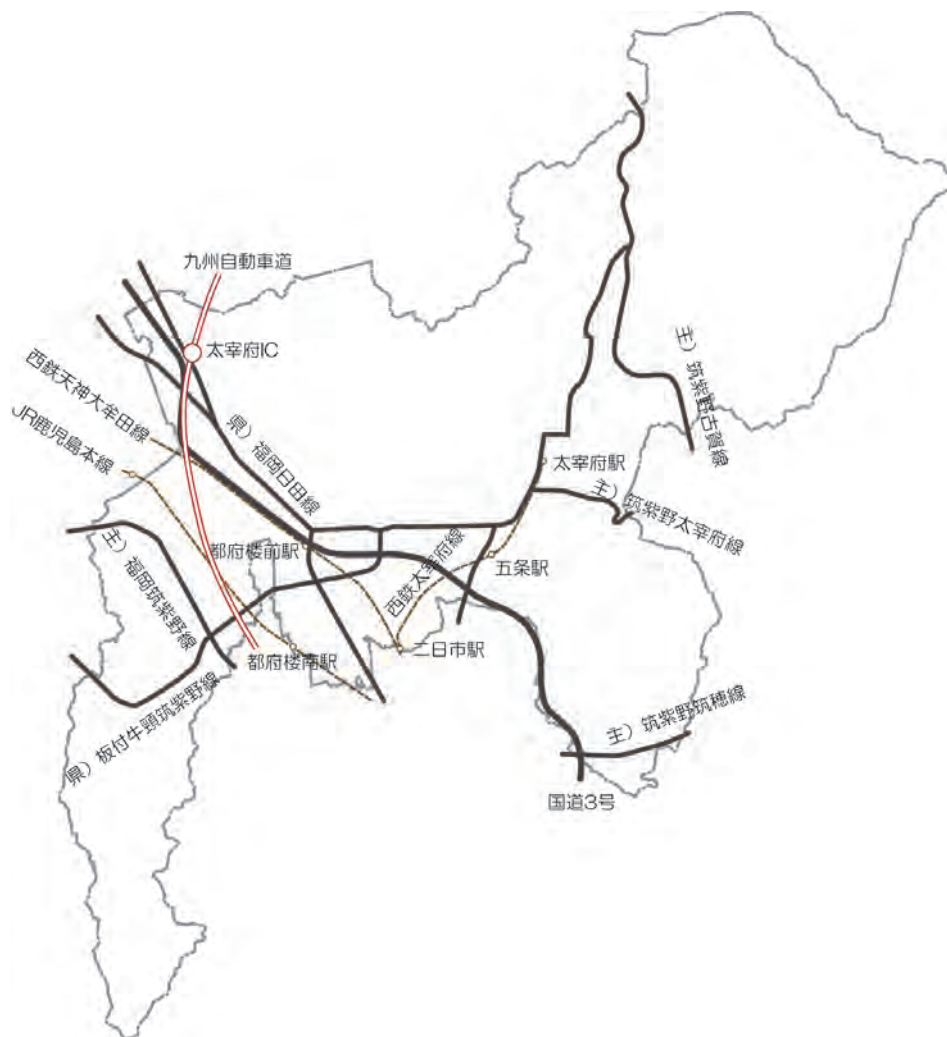
(6)交通

本市は、北部九州と中南部九州を連結する位置にあり、道路網、鉄道が南北方向に発達しています。道路は、九州自動車道が市内を通り、太宰府インターチェンジが位置しています。一般道路は国道3号と県道11路線が主要な幹線道路としての役割を担っています。

鉄道は、九州旅客鉄道（以下、JR）の鹿児島本線と西日本鉄道（以下、西鉄）の福岡天神大牟田線と太宰府線が通っています。それぞれJR都府楼南駅、西鉄都府楼前駅・五条駅・太宰府駅があり、JR都府楼南駅の一日平均乗車人員は1,160人（平成30年(2018)度、JR九州本社広報室）、西鉄は一日平均乗車人員24,770人（太宰府駅12,047人、五条駅5,779人、都府楼前駅6,944人、平成30年(2018)度、西鉄本社広報室）です。特に西鉄太宰府線は、沿線にある高校や大学への通学、福岡市等への通勤、そして太宰府天満宮や九州国立博物館を訪れる観光客の移動手段として多くの人々が利用しています。

他方、市内の移動には、太宰府コミュニティバス「まほろば号」が運行し、1日平均乗車人員は1,624（平成30年(2018)度）で、市民や観光客の身近な公共交通手段となっています。

また、平成26年（2014）から「太宰府ライナーバス旅人」の運行が開始され、これまで乗り換えが必要だった太宰府とJR博多駅エリアや福岡空港国際線間のアクセスが、わかりやく便利になりました。車内では、日本語・英語・韓国語の3か国語で自動音声案内も行われています。平成29年（2017）12月27日に利用者数が200万人を突破しています。



太宰府市の主な交通網

3.歴史的背景

北部九州は、中国大陸・朝鮮半島と一衣帯水にあり、地政学的に重視されてきた歴史があります。

玄界灘に面した福岡平野、有明海に面した筑紫平野では、弥生時代には「クニ」が起り、大陸・半島と、また列島各地との交流を示す遺跡が数多く知られています。古墳時代になると、ヤマト朝廷は半島との関係強化を図り、北部九州の支配を強化するため、「ミヤケ」を設け拠点としました。この時代にも前代同様、国内外各地との交流が続いていたことを示す文物は少なくありません。

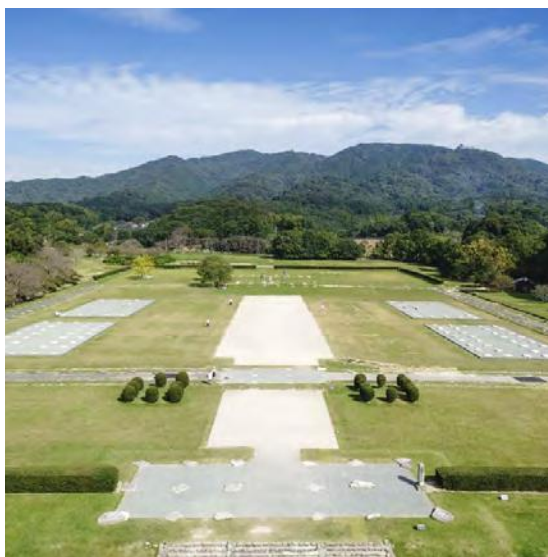
7世紀初め頃、後漢以来中国統一を果たした隋・唐が拡大政策のもと高句麗遠征を行い、半島情勢が不安定化した結果、660年に朝鮮三国の一国・百済は唐に滅されました。百済と親交のあったヤマト朝廷は、その復興支援のため斉明天皇自ら筑紫へ遷り、救援軍を派遣しますが、663年白村江で唐に大敗します。この東アジアとの対峙が大きな転換点となり、日本は律令制に基づく古代国家建設の歩みをはじめます。そして福岡平野と筑紫平野とを結ぶ地峡帯の北辺に、律令官司「大宰府」を置きました。のちに地名となり、本市の名前の由来となった古代の大宰府は、こうしてはじまりました。

朝廷は、白村江敗戦後に亡命百済貴族らを派遣し、地形を利用して水城・大野城等を築き、そして大宰府の整備を始めます。8世紀には、大野城が置かれた四王寺山南麓に政庁が設けられ、周辺に官衙・学校院などを配し、その東に斉明天皇の供養と西海道の寺院を統括する観世音寺が配されます。またこれらを北辺とする条坊都市を整備し、朱雀大路など主要大路を起点に、西海道各地や、京、海外に至る官道を設けました。条坊の北西郊外には、筑前国分寺・国分瓦窯がありますが、近隣では筑前国が管轄した御笠団・遠賀団の印章や、筑前国内の戸籍関連木簡が出土しており、筑前国府の所在が有力視されています。また北東には、地域の旧名「御笠」の地名伝承をもつ宝満山がそびえており、国境祭祀や、渡唐のための航海祈願が行われています。

大宰府は「遠の朝廷」（『万葉集』）と呼ばれる、朝廷に似た組織をもった政治拠点でした。また防人や管内諸国の軍団を掌握する軍事拠点でした。さらには遣唐使・遣新羅使や、外国使節、商人らが往来する外交・交易の拠点でもありました。ここで重職を担う長官（帥・権帥）には、大伴旅人・吉備真備・菅原道真など、歴史に名を刻む人物が歴任しており、玄昉・空海・最澄ら数々の著名人もこの地を訪れました。彼らの足跡や編んだ詩歌は、大宰府の歴史文化を彩っており、大伴旅人が催した「梅花の宴」（『万葉集』）は、令和元号の典拠となり、菅原道真の逸話は能や歌舞伎でも演じられています。こうした古代大宰府の歴史・遺跡・文化財は全国に知られており、大宰府跡・水城跡・大野城跡の特別史跡を含む8件の史跡、2件の国宝を含む重要文化財などが国の指定を受け、「天下之一都会」（『続日本紀』）と記された大宰府の成り立ちと人々の往来を物語るストーリー、「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」は、日本遺産に認定されています。

このように、政治・文化都市が置かれ、また軍事・宗教によって守られる要害となった古代は、本市域の歴史文化のはじまりとなる時代であり、本地域の歴史文化を物語る上での核といえます。大宰府が置かれたことで、地域の役割・特色が形成され、また九州における地政学的な要となったことで、その後の中世・近世にも大きな影響を与えます。

中世・鎌倉時代になると、関東の御家人・武藤氏が下向し、大宰府の官職である大宰少貳を世襲し、少貳氏を名のようになります。少貳氏は、府官（大宰府の官人）らを従えて、朝廷と幕府両方から政務を執り、管内支配・外交・貿易に関わり、蒙古襲来時に



大宰府政庁跡

も日本軍の総大将をつとめるなど活躍しました。鎌倉時代後期に鎮西探題が博多に置かれると、太宰府の地政学的地位は次第に低下し、室町・戦国時代には、その支配も少弐氏から山口の大内氏・大分の太田氏へと変わります。政治的には移ろいますが、中世の太宰府は宗教・生産活動が花開き、都市としての成熟もみられました。六座と呼ばれる商工業集団が奉納した舞の伝統を引き継ぐ「竹の曲」は、いまでも太宰府天満宮の秋の神幸式大祭にて奉納されています。また、連歌で太宰府天満宮を訪れる者も多く、文化的にも興隆しました。

戦国時代末、「戦国の華」とたたえられた大友方の武将・高橋紹運が、薩摩・島津氏と激戦をくりひろげ、太宰府の地は灰燼に帰しますが、その後筑前国に入った小早川氏・黒田氏によって、太宰府天満宮、観世音寺の再興がはかられました。黒田家は、太宰府天満宮に代々手厚い保護を加えつつ、連歌振興・書画展示会などをすすめて、文化の興隆につとめます。このころから宰府参詣（さいふまいり）が盛んになり、同時に近隣の名所旧跡を人々が訪れるようになります。黒田家も大宰府の研究をすすめて、大宰府政庁跡の記録や保護につとめました。

幕末には、京都から逃れた五卿が太宰府天満宮に滞在し、討幕をすすめる勤皇の志士が集まりました。五卿は地元文化人とも交流し、書画などの作品とともに逸話が残されています。

このように、太宰府市域には、古代の「大宰府」設置を契機とする積み重ねられた歴史ストーリーがあり、それを物語る文化遺産も数多く残っています。その保存・保全は、近世以降黒田藩のほか太宰府天満宮が携わっており、近現代とくに高度経済成長期以降は、行政が主導して文化財の保存活用を推進してきました。大正10年（1921）には、全国初となる国史跡に大宰府跡・水城跡が指定を受け、昭和43年（1968）から遺跡の学術発掘調査が開始されました。公の博物館・資料館も、九州歴史資料館（昭和47年（1972）～平成22年（2010））、大宰府展示館（昭和55年（1980）開館）、太宰府市文化ふれあい館（平成8年（1996）開館）などあり、平成17年（2005）には、地元の誘致活動が実り、九州国立博物館が開館しました。こうした施設でボランティアとして活動する市民や、遺跡調査に作業員として従事する市民も少なくなく、文化財愛護の一翼を担っています。

こうして、本市の歴史や文化財は全国に知られるところとなり、その歴史的風致は、来訪動機の大きな要因になっています。また地域の歴史文化を大事に思う市民は9割にのぼり（市民意識調査）、地域の誇りとなっていることもうかがえます。



筑前名所図会都府楼（大宰府跡）



文化遺産の調査



大宰府政庁跡風景

第2節 太宰府市の文化財に関わる主な取組

1.本市の考え方

平成22年(2010)度にまとめた歴文構想にて示した考え方を基本的に踏襲します。一方で、「歴文構想」策定後、運用を開始し10年の歳月が経過した中で社会情勢の変化や運用の中で見えてきた新たな考えを取り入れ、本地域計画では次のようにします。

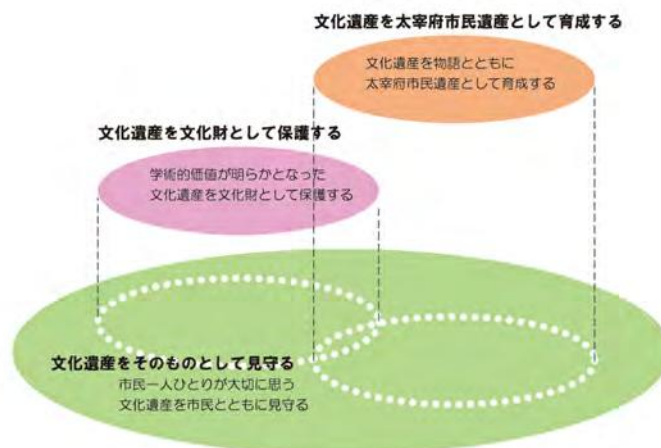


図 本市の文化遺産・文化財・太宰府市民遺産の捉え方と各取組の進め方

●文化遺産

文化遺産とは、市民が未来の市民に伝えていきたいモノ・コトであり、単なるモノだけを対象としているのではなく、「未来へ伝えたい」と思った時点で既に物語であるコト（出来事）が伴っていると同時に、そこには人が必ず介在することになります。言い換えると人に認識されていない未知のものは、文化遺産とは言えないことになります。また、価値判断の基準としての学術的、行政的な評価軸を持たないというのが、次の文化財、市民遺産との大きな違いです。この評価軸を持たないものであるからこそ、この10年間の取組で多様な文化遺産に関する情報を集めることができました。

●文化財

文化財とは、文化遺産の中から行政機関が税金を使ってでも未来の市民に伝えていく必要があると判断したもので、そこには学術的、行政的な評価軸による判断がなされる必要があります。具体的には、学術的な判断を下す組織として市の附属機関として文化財専門委員会が組織され、文化財保護法に規定される多様な文化財について専門的な識者によって議論され価値づけが行われたものが該当します。

●市民遺産

市民遺産とは、文化遺産の中から未来の市民へ伝えるために育てる活動を行っている育成団体が提案することからはじまるもので、そこには、文化遺産の「真正性」、市民を納得させるだけの「物語性」そして守り育てていく実践力の3つが必要となります。それらの活動に市民代表によって組織される景観・市民遺産会議によって議論され評価されることで認定されるものです。この、景観・市民遺産会議は、市の附属機関ではなく、市民の代表によって構成される市民総がかりで取り組む会議体であり、行政機関の立場で意見を述べる役割を担う者として市役所の職員も参加しています。

市民遺産とは、未来の市民に伝えるために、市民遺産育成団体が中心となりつつも、市民総がかりで「できることを持ち寄って」支え育てていくものです。

2.主な取組み

文化財保護行政の施策として平成17年(2005)以前と以後に分けることができ、以前は文化財保護法の枠組みの中で文化財として保護措置をとってきました。大正10年(1921)の「史蹟太宰府跡」「史蹟水城跡」指定や、昭和28年(1953)の特別史蹟大宰府跡、水城跡、大野城跡指定、さらには昭和39年(1964)から始まる史蹟地公有化(補助率:国80%、県10%、町10%)などの施策を講じて、本市の文化遺産の中で文化財に特化した形で進めてきました。

その後、平成17年(2005)の「保存活用計画」、さらに平成22年(2010)の「活用推進計画」策定後に、文化財の枠組みでは捉えることができない文化遺産や、市民総がかりで未来の市民へ伝える市民遺産という考え方を提起し、平成22年(2010)・23年(2011)には、歴文構想-景観まちづくり計画・景観計画(以下「景観計画」)-歴史的風致維持向上計画(以下「歴まち計画」)を策定し、景観と歴史のまちづくりを実践しています。また、平成27年(2015)には、日本遺産『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』の認定を受け、古代大宰府に関連する史蹟群や文化遺産を広く活用する取り組みを始めました。この時認定された日本遺産は、構成遺産を本市だけに限定せず大宰府関連史蹟群を有する市町に広げ、シリアル型として令和2年(2020)に再認定を受けています。

平成28年(2016)には、史蹟地の緩衝帯的な役割と地域の活性化を目的として、特別史蹟大宰府跡と史蹟観世音寺境内及び子院跡の南に接する県道観世音寺-二日市線の南側沿線沿いに、観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画を導入しました。制限付き緩和を行い、江戸後期に盛んになった「さいふまいり」の風情をつくり出す店舗や屋外広告物の景観誘導を含め、福島県白河市とともに全国初の取り組みを開始しています。また、太宰府天満宮参道の景観を創り出している下屋庇等の景観を保全するための取り組みとして、平成29年(2017)には、国土交通大臣の承認を受け、太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例を施行し、歴史的な景観を持つ参道景観の保全の取り組みも開始するなど、歴史的な文化遺産を未来の市民に伝えるための制度づくりを進めてきています。

さらに、昭和39年(1964)から始まった史蹟地公有化は、市域の約16%を占める史蹟地の多くを公有化することになり、住空間との共存や昨今の自然環境の劇的な変化に呼応する豪雨や台風による崩壊も進み、史蹟地の環境改善や保全のための財源確保が課題でありました。令和2年(2020)に「史蹟等購入費補助金により取得した土地の活用範囲の明確化(以下、「土地活用範囲」とする)」を、内閣府を通じ提案したところ、本市をはじめとした史蹟を有する全国の自治体の積年の思いを理解いただき、同年11月に文化庁主催で行われた「史蹟・埋蔵文化財担当者会議資料」に土地活用範囲が示され、加えて12月の地方分権改革推進に関する閣議決定を受けました。今後、史蹟の価値を損なうことなく公有化した史蹟地を有効に活用し、史蹟環境・景観の保全や環境改善の取り組みのための財源確保に努めていくとともに、史蹟地景観を保持している住民の苦難に寄り添い、有効な活用方法や制度を考え実践するための仕組みづくり、体制づくりが必要となります。

■これまでの取組

年月	項目
大正 10 年 (1921)	大宰府跡、水城跡史跡指定 平成 26 年 (2014) まで 8 つの史跡を指定
昭和 59 年 (1984)	太宰府市景観保全に関する指導要綱による美観地区 指定
平成 12 年 (2000)	門前町特別用途地区 決定
平成 14 年 (2002)	太宰府市景観形成基本計画 策定
平成 16 年 (2004)	太宰府市門前町美しいまちづくり計画 策定
平成 17 年 (2005)	太宰府市文化財保存活用計画 策定 太宰府市景観まちづくり懇話会設置 平成 19 年 (2007) 答申
平成 22 年 (2010)	太宰府市景観まちづくり計画・景観計画 策定 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例 施行 太宰府市歴史的風致維持向上計画 認定
平成 23 年 (2011)	太宰府市歴史文化基本構想 策定
平成 24 年 (2012)	太宰府天満宮門前六町まちづくり協議会 発足
平成 27 年 (2015)	日本遺産認定 『古代日本の「西の都」 ～東アジアとの交流拠点～』
平成 28 年 (2016)	大宰府関連史跡に関する保存活用方針 策定 観世音寺地区歴史的風致維持向上地区計画 導入
平成 29 年 (2017)	特別史跡大宰府跡保存活用計画 策定 太宰府市屋外広告物等に関する条例 施行 太宰府市景観育成地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例について国土交通大臣承認を受け、条例を施行
令和 2 年 (2020)	史跡宝満山保存活用計画 認定

(1)文化遺産

「歴文構想」以来、文化遺産調査ボランティア活動によって、未来の市民に伝えたいモノの情報収集が行われ、多種多様な情報が収集され、一部は景観計画の根拠として市HPに掲載され公開されています。また、併せて文化遺産マップとして、その成果が取り込まれ市内の小学生むけの文化遺産解説活動や、小学生による文化遺産解説員の取り組みへとつながってきています。文化遺産データベースも約10,000件の情報が収集され平成30年(2018)段階の本市のあり様を切り取ることができるまでに育てられてきました。

また、関連する行政計画としての「歴まち計画」によって、歴史的建造物の保存修理や歴史的な通りの美装化など歴史的なまちづくりが進められたことによって、住民意識の向上に大きく寄与してきています。併せて景観計画の施行によって本市の景観的な取り組みが徐々に浸透し、太宰府天満宮参道において洋風の景観から参道に相応しい歴史的な景観へと変化してきています。



写真 文化遺産調査ボランティア活動



写真 小学生による文化遺産解説員の取り組み、小学校の取り組みを紹介

(2)文化財

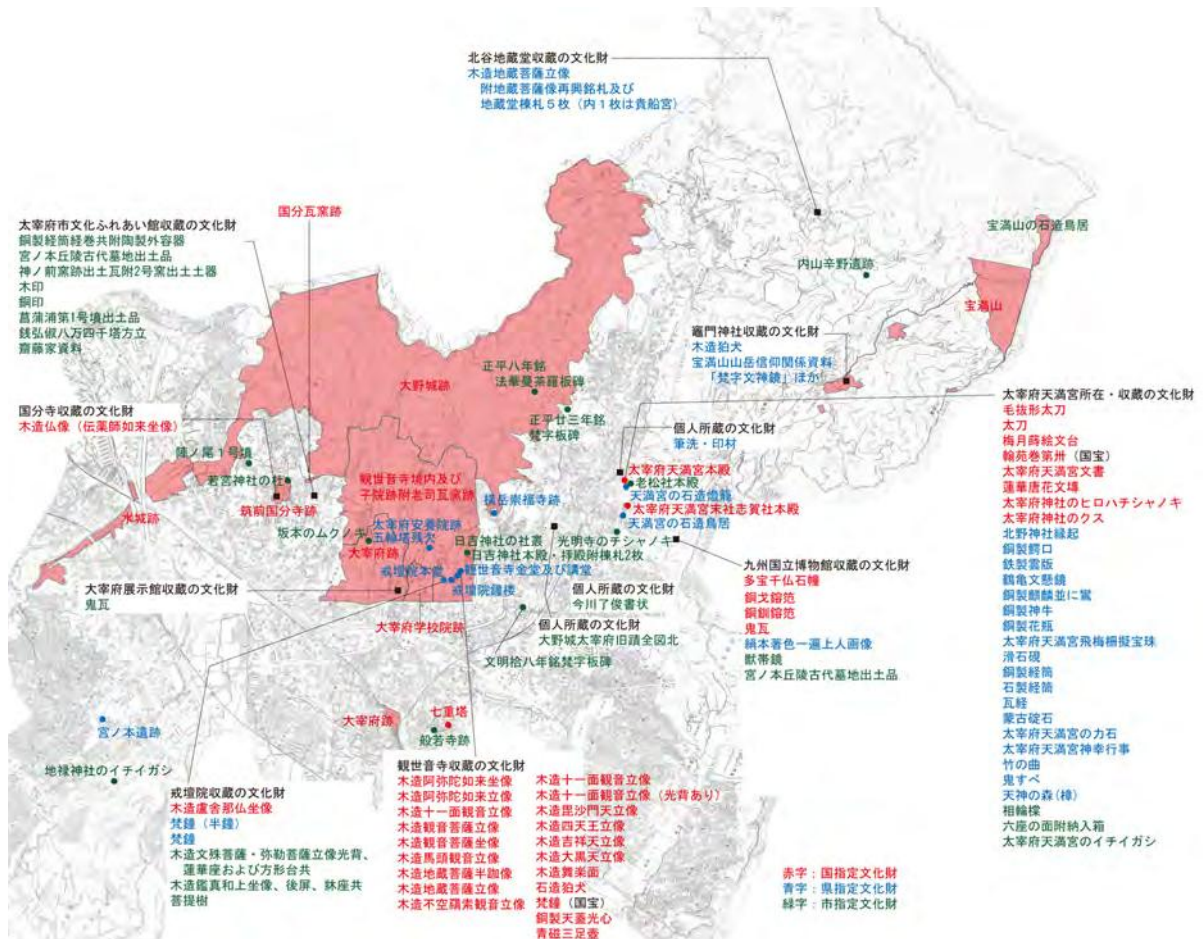
「歴文構想」策定まで立ち遅れていた、史跡の整備計画策定が平成27年(2015)度以降随時進められ、特別史跡大宰府跡(客館地区)、特別史跡水城跡、史跡宝満山の保存活用計画、整備基本計画が策定され、特別史跡水城跡は隣接する大野城市との整備協議会の取り組みが進み、史跡整備や便益施設の整備、さらには住環境内の緑地として環境改善が進んでいます。



特別史跡水城跡の散策路整備

表 市内の指定文化財件数一覧

区分		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	4	5	4	13
	絵画		2	1	3
	彫刻	19	2	3	24
	工芸	5	10		15
	書跡	1			1
	古文書	1		1	2
	考古資料	5	6	12	23
	歴史資料			1	1
民俗文化財	有形民俗文化財		2		2
	無形民俗文化財		3		3
記念物	遺跡	8	2	3	13
	名勝地		1		1
	動物、植物、地質鉱物	2	1	7	10
合計		45	34	32	111



(3)市民遺産

市民遺産は、本市の歴史文化の根幹をなす「大宰府」の枠組みでとらえることができない、広がりがある本市の歴史文化を形づくる重要な要素の一つです。

平成22年(2010)から景観・市民遺産会議を立ち上げ、市民遺産の認定ならびに登録を行い、令和3年(2021)3月時点で16の市民遺産が認定され、市に登録されてきています。また、市民遺産については、平成23年(2011)度から文化庁の補助事業を活用し、市民遺産育成団体の育成に活用し、それぞれの活動の支援に取り組んできています。また、各市民遺産育成団体については自立的な活動を展開する団体もあり、市民総がかりで文化遺産を育てる取組へと育ちつつあります。また、市行政の取組として、市内の施設を利用し市民遺産を市民に浸透させるための広報支援を行ってきています。

表 認定された太宰府市民遺産(令和3年(2021)3月時点)

認定番号	市民遺産名称	景観・市民遺産育成団体 (景観・市民遺産育成団体)
第1号	太宰府の木うそ	太宰府木うそ保存会
第2号	八朔の千燈明	五條風の会
第3号	かつてあった道 四王寺山の太宰府町道	四王寺山勉強会
第4号	芸術家 富永朝堂	NPO 法人歩かんね太宰府
第5号	万葉集つくし歌壇	大宰府万葉会
第6号	太宰府における時の記念日の行事	辰山会
第7号	隈麿公のお墓	榎文化保存会
第8号	太宰府の絵師 萱島家	絵師萱島家保存会
第9号	苺萱の関跡とかるかや物語	かるかや物語を伝える会
第10号	太宰府の梅上げ行事	太宰府梅ばやし隊
第11号	高雄の自然と歴史	高尾山の自然と歴史を語り継ごう会
第12号	太宰府悠久の丘～メモリアルパークからの眺望～	(公財) 太宰府メモリアルパーク
第13号	太宰府をうたう♪全11曲(作曲・唄 岩崎記代子)	岩崎記代子と「赤い鳥」と「夢みらい」
第14号	梅香苑夏まつり子どもみこし	梅香苑区自治会
第15号	四王寺山の三十三石仏	四王寺山勉強会
第16号	宝満山のヒキガエル	宝満山ヒキガエルを守る会



写真 太宰府の木うそ



写真 隈麿公のお墓



写真 宝満山のヒキガエル

(4)日本遺産

日本遺産は、地域に点在する有形・無形の文化財をパッケージ化した、わが国の文化・伝統を語るストーリーを国が認定するものです。

文部科学省・国土交通省・観光庁をはじめ関係省庁の協力のもと、歴史的魅力にあふれた文化財群を地域主体で総合的に整備・活用し、また世界に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図るとされています。

平成27年(2015)4月、初の日本遺産が全国で18件誕生し、太宰府市の地域の歴史を語るストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」(構成文化財19件)も認定されました。令和2年(2020)6月には、代表自治体が太宰府市から福岡県が代表自治体となり、周辺6市町の構成文化財11件を加えた広域型(シリアル型)となっています。

■本市に関わる構成文化財・文化遺産

	構成文化財・文化遺産
1	特別史跡 大宰府跡
2	特別史跡 大野城跡
3	特別史跡 水城跡
4	観世音寺 戒壇院
5	史跡 筑前国分寺跡
6	史跡 大宰府学校院跡
7	史跡 国分瓦窯跡
8	史跡 宝満山
9	国宝 観世音寺梵鐘
10	太宰府天満宮
11	太宰府天満宮神幸行事
12	太宰府天満宮の伝統行事
13	万葉集筑紫歌壇
14	大宰府条坊跡
15	官道
16	軍団印出土地
17	般若寺
18	南館跡
19	太宰府の梅



写真 大宰府政庁跡



写真 大宰府学校院跡



写真 宝満山

(5) 歴史的風致

平成20年(2008)に制定された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下、「歴まち法」とする)」第1条(目的)に規定されたもので、本市においては平成22年(2010)に「歴まち計画」を策定し、その中で本市の維持向上すべき歴史的風致として8つの歴史的風致を上げています。

- ①太宰府天満宮神幸式における歴史的風致
- ②さいふまいりにおける歴史的風致
- ③太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致
- ④梅に関する歴史的風致
- ⑤観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致
- ⑥農耕に関わる祭事にみる歴史的風致
- ⑦宝満山における歴史的風致
- ⑧大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

(目的)

第一条 この法律は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境(以下「歴史的風致」という。)の維持及び向上を図るため、文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣による歴史的風致維持向上基本方針の策定及び市町村が作成する歴史的風致維持向上計画の認定、その認定を受けた歴史的風致維持向上計画に基づく特別の措置、歴史的風致維持向上地区計画に関する都市計画の決定その他の措置を講ずることにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、もって都市の健全な発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。



太宰府天満宮神幸式における歴史的風致



さいふまいりにみる歴史的風致



太宰府天満宮門前の生活にみる歴史的風致



梅に関する歴史的風致



観世音寺の「除夜の鐘」にみる歴史的風致



農耕に関わる祭事にみる歴史的風致



宝満山における歴史的風致



大宰府関連史跡群の継承と保護にみる歴史的風致

第3節 太宰府市の歴史文化の特徴

太宰府市域は、古代最大の地方官司である大宰府が置かれて以降、時代を問わず多くの人びとを惹きつけ、日本を代表する歴史の舞台となった証として数多くの文化遺産があります。そして、いつの時代もこの地域に誇りをもち、歴史を紐解き、語る人びとが息づいています。

この、人を惹きつけ、いまでも歴史文化を語りつなぐ営みが続いていることが、太宰府市の歴史文化の特徴です。



太宰府地域の歴史文化は、「遠の朝廷」と呼ばれた「大宰府」によってはじまりました。1300年前に本地域に置かれた大宰府は、古代日本が対外政策を行い、また西海道（九州）九国三島を管轄するための古代最大の官司であり、これが置かれたことで本地域は九州における重要な拠点となり、人が往来し、文物が行き交いました。また、これが廃された後も地政学的な重要地としての価値は長い間変わらず、その後も人びとが集い歴史や文化が積層しました。本地域に今も多くの文化遺産がみられるのはこのためですが、それとともに、地域の大きな特徴が形づくられていきました。

史跡指定から100年を迎える現在、市民による地域活動が活発に行われています。大宰府展示館を拠点とする史跡解説ボランティア活動は昭和60年(1985)に始まり、現在も数多くの方が登録されていますが、こうした歴史文化にかかわる市民ボランティアは、太宰府天満宮、九州国立博物館、太宰府市文化ふれあい館でも行われ、大きな支えとなっています。このほか史跡内では、ゆずるはの会（万葉植栽ボランティア）、水城の会や月山の会（史跡の樹木整理ボランティア）、まほろば自然学校（環境ボランティア）などが活動しています。また市民が大切に思う文化遺産を悉皆調査するため結成した文化遺産調査ボランティアには、いまでも文化遺産の見守りを続け、その魅力を発信する方々があります。こうした活動は、地域の歴史文化を良好に保全する大きな力となっており、本市では平成22年(2010)度に、市民活動を伴う自然環境、歴史環境が「太宰府固有の景観と文化を形成し、市民のかけがえない財産となっている」として条例を制定し、「太宰府市民遺産」を認定する制度をつくりました。これまで歴史・文化・自然・芸術などの市民遺産が誕生し、これを育成する活動が続いています。

こうした遺産を育む人々の活動は、古代大宰府の多くの施設が遺跡となり、忘れ去られつつあった中世にも遡ってみるすることができます。『八幡愚童訓』には元寇のころ水城の門が遺跡となっていたことを記し、大内氏支配下の太宰府天満宮へ連歌奉納に訪れた連歌師・宗祇は、水城跡の現地で話を聞き、感傷に浸ったことを記しています（『筑紫道記』）。このような来訪の記録は江戸時代の旅日記などにも残されていますが、そこには遺跡があり、地域の歴史を語る人がおり、それを聴く人びとがいました。それが数百年にわたって太宰府の地でみられる光景であったことを物語っています。

明治になると、太宰府地域の歴史の顕彰が進められ、残された文物や遺跡を大事にする機運が醸成されていきます。明治6年(1873)には、「太宰府博覧会」が開かれ、その後、歴史資料を研究・展示する「鎮西博物館」の建設が計画されています。この時の人びとの思いは、のちに九州国立博物館誘致へとつながりました。水城跡などの史跡は、戦時中は国防遺構として顕彰され、戦後の復興期には、地域再建の機運とともに、白村江敗戦後の復興を成功させた天智天皇の遺跡と語られるなど、時代に即しつつ大切にされたことが知られています。こうした中から、郷土の歴史や風土を学ぶ研究・文化会活動がさかんになり、このことで「古都大宰府」愛好の種がまかれました。高度経済成長期の昭和40年(1965)代には、史跡の保存・指定拡張をめぐる激しい議論が巻き起こりましたが、多くの人々がさまざまなかたちで関わり保存された大宰府関連史跡は、郷土の風景として今もかわらず、愛されています。

このように大宰府の機能が失われたのちも、長い間にわたって人と遺跡が共存してきました。文化遺産が失われずに今まで残りつづけ、「歴史のまち」を満喫できるのは、たしかに歴史をつくり駆け抜けた人がいたからですが、それだけでなく、太宰府の歴史をかけがえないものとして、それを守り・伝える人がいたためです。今も、多くの方が太宰府のまちを愛し、歴史・文化を学習し、活動されていますが、そうしたことが、「歴史のまち」を守り・伝える原動力となっているといえます。

このように本市は、日本の歴史文化形成に重要な役割を担った大宰府の舞台であり、文化遺産が数多く残っているという特徴がありますが、これに加えて、いつの時代にもこの地域に誇りをもち、歴史を紐解き、語る人びとがいました。そのことによって文化遺産は守り伝えられるだけでなく、そこから新たな文化が生まれ、風土が育まれてきたのです。大伴旅人が愛で、菅原道真が愛した梅は、大宰府のシンボルとなり、梅ヶ枝餅に代表される梅にまつわる特産品は、全国に知られています。

このように、人と遺跡が共存し、また歴史文化を語りつなぐ取組みが数百年にわたって連綿と続いていること、これが本市の歴史文化の特徴です。